

事務連絡
令和元年 9 月 18 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第 8 報）

質問

今年度（平成 31 年度）前期の教育計画書の保存期間は？

答

令和元年 8 月 30 日から 2 年間の保存となります。

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 24 号）の附則第 2 条第 2 項で

この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えている旧令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書（この府令の施行の日の属する教育期に係るものに限る。）についての新令第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度が終了した後においても、その終了の日」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二十四号）の施行の日の前日」とする。

となっており、「この政令の施行の日に属する教育期に係るものに限る」とあるのは、平成 31 年 4 月 1 日（今年度前期）の教育期を指しています。

第 2 条第 2 項中の「施行の日の前日」とは、令和元年 8 月 29 日となりますが、民法 140 条の「初日不算入の原則」が適用されますので、この教育計画書の保存期間は令和元年 8 月 30 日から 2 年間の保存となります。